

免許番号 区第528号

漁場の位置 姫路市白浜町地先

漁場の区域 次の点ア、エ、ウ及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤及び防波堤によって囲まれた区域

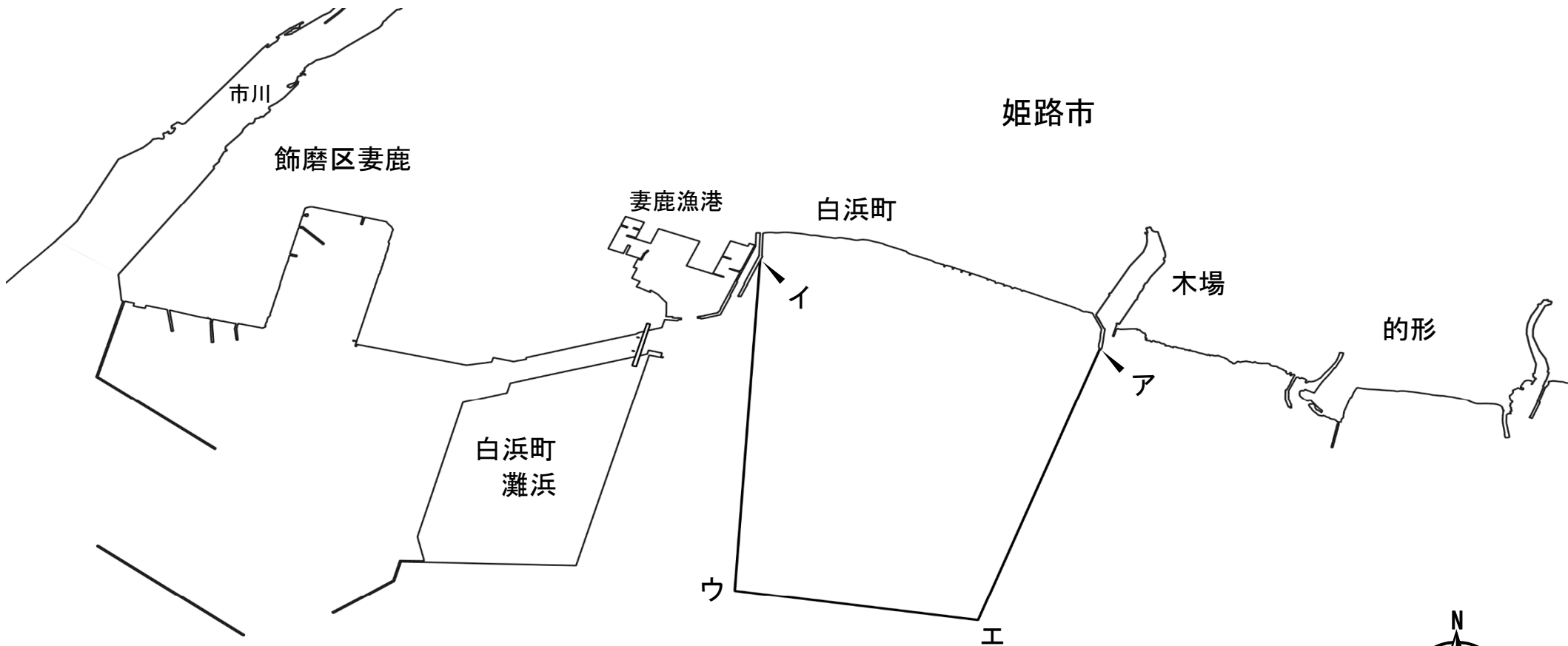
点の位置

ア 姫路市姫路八木港西防波堤先端（北緯34度46.26分、東経134度43.34分）

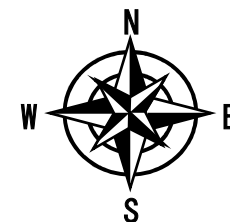
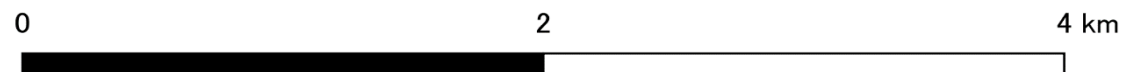
イ 姫路市妻鹿漁港白浜水門南東角（北緯34度46.55分、東経134度42.40分）

ウ 北緯34度45.52分、東経134度42.32分

エ 北緯34度45.43分、東経134度43.00分



令和5年9月1日 免許
区第528号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第528号		摘 要	